

特集1
feature articles

地域計画の策定がスタートします！

改正農業経営基盤強化促進法が本年4月に施行され、市町村は、「地域計画」を令和7年3月末までに策定することとなりました。

市町村が策定する地域計画は、「10年後の地域の農業を、どんな農業にしていきたいか、大切な農地をどう守り、次の世代につないでいくのか」を、地域の皆さんが参加した「協議の場」の中で、しっかり話し合い、希望する方向を明らかにするものです。

この計画策定の中で、農業委員会は、農地利用の現況地図や、農地一筆ごとに、可能な限り将来の担い手を記載した「目標地図の素案」を作成するなどの、大切な役割を担うことになりました。

目標地図の素案づくりでは、これまでの最適化活動等で得られた耕作者及び地権者の意向などの情報に加え、必要に応じて、農地利用の意向把握のためのアンケート調査を実施し、把握した情報をもとに地図の作成を進めていくこととなります。

既に、県内でも、「地域計画」の策定に向けた市町村、農業委員会、JA等農業関係機関・団体の担当者による話し合いや、アンケート調査の実施、「地域計画」を進めるモデル地区の選定など、地域計画策定に向けた活動が始まっています。

地域計画の策定期限までには“まだ2年も”あるように思われますが、耕作者及び地権者の意向を反映した地図は、「協議の場」で話し合いが行われる前に作成しておく必要があります。

図1 今後のスケジュール



このため、農業委員会は、市町村農政主務課など農業関係機関、JAなどと連携し、地域計画の策定に向けたスケジュールの共有と、それぞれの機関・団体が取り組む役割の明確化など、地域計画の策定に向けた本格的な活動のスタートに向け、取組を加速していただく必要があります。

長野県農業会議では、全ての市町村で、「地域計画」の取組が計画的に進められるよう、下記の啓発用資料を作成しましたので、農業委員会やJA等の協力のもと、多くの農業者の方々に対し「地域計画」の周知を図っていただくようお願いします。

今後も、農業委員会の改選に伴い、新たに農業委員、農地利用最適化推進委員になられた新任委員の方々に対し、「地域計画」に係る農業委員会の役割等の説明を行うなど、農業委員会の活動を全力で支援してまいります。

◇「地域計画」の周知のために作成した資料

① 農業者向けパンフレット（10万枚作成）

② 「地域計画」のポスター（1千枚作成）



令和5年度農業委員会改選に向けた支援を行います

本年度は県内の6割を超える47農業委員会で改選が行われることから、当会議では令和5年度事業計画で定めた別表「令和5年度重点推進事項」に基づき、改選委員会に対しきめ細かなサポートを行ってまいります。

具体的には、委員の改選手続き等について相談活動と支援を行うとともに、農業委員会の運営に関する相談活動をWeb等で実施します。

また、新任の農業委員・農地利用最適化推進委員が業務を円滑に実施できるよう、農業委員会のご要請に基づき総会等に農業会議職員が出向き、農業委員会制度・農地制度等、必要な制度の説明を行います。

さらに、農地利用の最適化に向けた体制整備・活動強化や、地域計画・目標地図の素案策定、農業委員会サポートシステムの運用支援、農業者年金制度の周知と加入推進活動、全国農業新聞の委員皆購読の推進についても合わせて支援を行います。

改選を迎える農業委員会におかれましては、研修会等の予定日・場所等について、お気軽に当会議まで

お問い合わせください。(農業会議 Tel 026-217-0291)

なお、テキストは全国農業図書(農業委員会研修テキスト1「農業委員会制度」(3-34)、同2「農地法」(3-23)、同3「農地関連法制度」(2-08))、「農業経営基盤強化促進法等2022年改正のあらまし」(4-31)の4点を使用しますので、予めご準備願います。

長野県農業会議の令和5年度重点支援事項

- 1 改選農業委員会への活動支援
- 2 地域計画・目標地図の素案作成への支援
- 3 農業委員会サポートシステムの運用支援
- 4 令和4年改正内容を含む農業者年金制度の周知と加入推進活動
- 5 農業者の声をくみ上げた政策提案活動
- 6 全国農業新聞の委員皆購読の実現に向けた活動支援

特集2
feature articles



<太郎と花子のそこが知りたい!>

「農地法の下限面積要件の廃止」について



太郎：この4月1日から農地法が改正され、農地の権利を取得する際の「下限面積要件」(いわゆる5反歩要件)が廃止されたね。

花子：そうね。でも、下限面積要件ってとても大切な要件だったんでしょ。

太郎：そうなんだ。これまで、個人が農地を農地として利用する目的で購入・貸借を行う際に満たす必要のある要件は4つあったんだ。

花子：どんな要件だったの？

太郎：①全部効率利用要件(新たに権利を取得しようとする農地と既に権利を持つ農地の全てを効率的に利用すること)、②農作業常時従事要件(必要な農作業に常時従事する者がいること)、③下限面積要件(権利取得後の農地面積の合計が都府県では50アール以上となること)、④地域調和要件(地域と調和した農業を行うこと)の4つで、どれも農地が適正に利用されるかを判断する重要な要件なんだ。

花子：今回、何で国は下限面積要件を廃止したの？

太郎：国は、廃止の理由を、農業者の減少や高齢化に対応し、担い手でなくても、“経営規模の大小にかかわらず”意欲を持って農業に参入する者を地域内外から取り込むことが重要だから、と説明しているんだ。

花子：でも、長野県内では、今回の要件廃止に6割の農業委員会が反対の意見だったと聞いたわ。

太郎：そうなんだ。下限面積要件には特例があって、県内でも多くの農業委員会が既にそれぞれの判断で「別段面積」として下限面積要件を引き下げていて、10アール、場合によっては1アールでも権利取得を認めているんだ。

花子：それぞれの農業委員会が、地域の判断で下限面積を引き下げ、その面積で問題がないと考えているということね。

太郎：そうだね。むしろ下限面積要件を廃止することで、①安易な農地取得が行われ、近隣の農業への悪影響や将来的に耕作が続けられなくなり遊休化すること、②農地の転用・転売などを目的とした投機的な取得を助長することの、2つの点を懸念する声が多かったんだ。

花子：懸念を解消するような対応策は講じられたのかしら？

太郎：国は他の3要件をしっかりと審査すれば大丈夫だと言っていて、加えて、令和7年3月までに市町村が策定する「地域計画」を公告した場合は、その計画の達成に支障がある農地の権利移動や転用を認めないことを事務処理基準で定めるので問題ないという見解だったんだ。

花子：本当に、そういう対応で大丈夫なのかしら？

太郎：十分とは言えないね。そこで、昨年の廃止法案の成立以降、現場の声を受けて、農業会議では、農業委員会から提供された情報をもとに、国への具体的提案、県選出国會議員への要請活動等を進めてきたんだ。

花子：その結果はどうだったの？

太郎：国が当初示していた農地法の事務処理基準の改正案に、次の3点が追加されたんだ。

- ① 過去に農地を購入・借入し、その農地を申請した計画どおりに利用せず、他者に譲渡したり、他者に使用及び収益を目的とする権利設定をさせたり、農地を農地以外のものに転用する行為を行った者については、審査を特に厳正に行うこと
- ② 農地を購入、借入しようとする者が、権利取得後の耕作又は養畜の事業の具体的内容を明らかにしない場合は 権利取得を認めない
- ③ 農地を購入、借入しようとする者が、自家消費を目的として栽培等の用に供する場合であっても許可は可能であるが、権利取得後において当該農地の一部のみで耕作の事業を行う場合やその事業が近隣の自然的条件及び利用上の条件が似た農地の生産性と比較して相当程度劣る場合には権利取得を認めない

花子：そうなのね。処理基準以外で何か国から示されたものはあるの？

太郎：地域で栽培されていない新規作物の栽培、特殊な栽培方法など、審査が困難な申請については、現行の規則等で申請者に必要な書類を提出するよう求めることができる、という見解が国から示されたんだ。

花子：前例がなく、実現可能か判断できないものは、申請者に根拠となる書類等を提出するよう求めることができるのね。

太郎：そうなんだ。提出された根拠をしっかりと確認して審査を行うということだね。

花子：さっき、現場に2つの懸念があるって言っていたけど、処理基準の改正と根拠となる書類等を求めることができると確認できたことで全てが解決したのかしら。

太郎：残念ながらそうではないんだ。特に、過去に農地を投機的に取得したと考えられる者による新たな農地の権利取得については、処理基準の改正では「審査を特に厳正に行う」との表現にとどまっているんだ。このため、農業会議では、農地の適正利用を推進する観点から、投機的な農地の権利取得を認めないことを農地法に明記するよう、引き続き要請活動を行っていくこととしているんだ。

花子：しっかりと法律で規定してほしいわ。農地は、農地として適正利用できる人に購入（借入）してほしいものね。

太郎：そうだね。

花子：農地の権利を取得したいという人から相談を受けることが多い農業委員、農地利用最適化推進委員さんは、今後、どう対応すればいいのかしら？

太郎：相談があったら、下限面積要件が廃止されたからと言って「誰もが農地を取得できることになったのではない」ということを説明していただくことが大切だね。

農地は、適正に利用し農業をする人しか取得できないということは、これまでと何も変わらないということ。例えば、自家用の作物を栽培する目的であっても、取得した農地を一部ではなく、残らず全部きちんと使う必要があることや、地域の似たような条件の農地と比べ生産性が相当程度劣るような栽培では取得は認められないということを、しっかりと説明して理解してもらうことが大切だね。

花子：後で「農業がこんなに大変だと思わなかった」といったことにならないためにも、農地を“購入したい”という相談については、すぐに購入するのではなく、まずは借りられる農地を紹介してあげて、借地で何年か耕作し、本当に自分にできそうだと思うたら購入してはどうかとアドバイスするのも親切よね。

太郎：そうだね。熟慮の上、本気で農業をしたいという人は、しっかりと応援してあげたいけど、万一、「途中で気が変わった」、「面積が大きすぎて体力が続かない」などの理由で耕作を放棄され、周辺で一所懸命農業をしている人に迷惑がかかるようなことになったら大変だからね。

花子：やっぱり、農業委員、農地利用最適化推進委員さんの適切なアドバイスが大切なのね。

活動報告

activity report

「令和4年度 長野県農業法人等就業フェア」に 相談者 56 人が来場

令和5年1月7日に長野市のJ A アクティールホールにおいて、県、県農業担い手育成基金及び県新規就農相談センター（県農業担い手育成基金・県農業会議・県農業開発公社の3者で構成）主催による「令和4年度 長野県農業法人等就業フェア」を開催しました。

当日は、人材を募集している農業法人・農業者あわせて30の出展者と、56人の相談者が対面で相談・面談を行いました。また、「農業法人就業セミナー」も開催し、農業法人に転職した就農者の体験発表も行われました。

農業会議のブースでは、農地ナビの紹介や、農業者年金及び雇用就農資金のチラシを配付しPR活動を行いました。また、農林水産省経営局長のガイドラインに基づく取組として、今回初めて県内10市町村の農業委員会関係者が参加されました。



「『地域計画』の策定に係る効果的な話し合いに向けた研修会」を開催

令和5年1月16日から20日までの5日間、澤畑佳夫氏（全国農業会議所専門相談員）を講師にお迎えし、県内5会場で、農業委員会事務局・J A・自治体等の農業関係者を対象とした、話し合いの手法を学ぶ研修会を、当会議と長野県と共催で開催し、170名を超える参加がありました。

研修は午前中が座学、午後は7～9グループに分かれてのワークショップ形式で実施し、参加者は、真剣に講師の説明に耳を傾けるとともに、活発なグループ討議を行い、最後に、その成果についてグループ毎に発表等を行いました。

参加者からは「大変、参考になった」との多くの意見が寄せられる一方、まずは「地域での話し会の準備を、具体的にどう進めるのが課題」との意見も聞かれました。



ワークショップの様子

「県農業委員会女性協議会研修会」で女性委員の登用促進を決議

令和5年2月13日に安曇野市のスイス村サンモリッツで「長野県農業委員会女性協議会研修会」を開催しました。

当日は、シャンソン歌手の佐々木秀美さんから「ちょっと自分らしく生きなさいよ」をテーマにした講

演の他、女性の農業委員・農地利用最適化推進委員の登用促進に関する要請が決議されました。

要請は、改選を迎える5つの市町村長・同議会議長・農業委員会長に対するもので、県内では179名の女性委員がいるが登用率は約12%と低いため、委員の委嘱に向けて農業・農村振興に熱意を持って取り組む女性をより多く登用して欲しいとの内容となっています。

また、令和5年度は県内約6割の農業委員会が改選となるため、女性委員ゼロの委員会を解消するよう、より一層、要請活動を強化することも確認されました。

この要請活動として、3月2日に農業会議職員が北相木村長、農業委員会へ伺い、女性委員ゼロ解消に向け登用の要請を行いました。

● トピック

令和5年度 農作業標準労賃・農業機械作業標準料金を決定

令和5年2月27日に長野市で、「令和5年度 農作業標準労賃・農業機械作業標準料金設定会議」を開催しました。

この標準料金は、県農政部、JA長野中央会及び県農業会議の3者で、県段階の目安を決定し、各地域の設定の参考にさせていただいているものです。

是非、ご活用ください。

令和5年度 農作業標準労賃

長野県農政部
(一社)長野県農業会議
JA長野中央会

		令和4年度		令和5年度		摘 要
		計算金額	決定額	計算金額	決定額	
稲 作	一般作業	872.47円	877円	894.36円	908円	一時間当たり
	田植え作業	963.78円	960円	979.01円	980円	〃
野 菜	一般作業	872.47円	877円	894.36円	908円	〃
果 樹	せん定作業	1,420.30円	1,420円	1,448.12円	1,450円	〃
	袋掛け作業	2.08円	2.08円	2.12円	2.12円	一重袋1枚当たり
	一般作業	872.47円	877円	894.36円	908円	一時間当たり
きのこ	一般作業	872.47円	877円	894.36円	908円	〃
花 き	一般作業	872.47円	877円	894.36円	908円	〃

(注)

(1) 食事は、作業者負担とした。

(2) この基準は、1日当たり実労働時間8時間を基準とした。

(3) 令和5年度のアップ係数は、算出年度の試算対象3カ年のアップ率の平均値で算出した。

令和5年度アップ係数 = (3年度1.01300 + 4年度1.01524 + 5年度1.03101) / 3 = 1.0198

令和5年度農作業標準労賃 = 令和4年度農作業標準労賃 × 1.0198

(4) 最低賃金が908円に改定されたため、これを下回らないように配慮した。

こちら事務局です



全国農業新聞を是非ご購入ください！

～農業委員会改選に向けた、全委員「皆購読」のお願い～

農業委員会組織では、農業委員・農地利用最適化推進委員さん全員に「全国農業新聞」を購読いただく活動に取り組んでいます。

本年7月には県内の多くの農業委員会が改選時期を迎えます。初総会で全委員さんが購読をお申し込みいただけるよう、申込書の準備など事務局の皆様の格別の御協力をお願い申し上げます。



全国農業新聞は、全国各地の農業委員会の様々な活動の情報が入手できる唯一の新聞であり、新任委員さんの活動のヒントが満載です。

また、私たち農業者が望む政策を実施するため、農業委員会の主張を全国に発信する重要な役割を持っています。

是非、全ての農業委員・農地利用最適化推進委員さんに購読いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

— 新任職員のご紹介 —

このたび臨時職員として採用されました、峯村宏と申します。「機構集積支援事業に関する事務」のお手伝いさせていただいております。

現在、県内各地域の農業が抱える様々な問題の解決や、地域農業の振興・発展に向け、もとより微力ではありますが、諸先輩の皆様と一緒に携わってまいりたいと考えております。

どうぞ、よろしくお願いたします。



一般社団法人 長野県農業会議

住所 〒380-0826
長野市大字南長野北石堂町 1177 番地 3
JA 長野県ビル 11F

TEL 026 (217) 0291
026 (217) 0292

FAX 026 (219) 2953

E-mail nagano-kaigi@nca.or.jp

